

ASBJ、「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)(案)」及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)(案)」を公表

企業会計基準委員会(ASBJ)は、平成26年9月26日、実務対応報告公開草案第41号(実務対応報告第5号の改正案)「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)(案)」及び実務対応報告公開草案第42号(実務対応報告第7号の改正案)「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)(案)」を公表した。

本公開草案において、平成26年度税制改正における地方法人税の創設に伴い、連結納税制度を適用した場合における税効果会計に関して、地方法人税の取扱いの明確化が図られている。

本公開草案の概要

改正案の内容

連結納税制度を適用している場合の地方法人税に係る税効果会計の取扱いは以下となる。

■ 連結納税主体における連結財務諸表上の取扱い

連結納税主体の連結財務諸表上、地方法人税に係る繰延税金資産の回収可能性は、連結納税主体を一体として判断する旨の記載を追加する。

■ 連結納税会社における個別財務諸表上の取扱い

連結納税会社の個別財務諸表上、地方法人税に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の金額は、連結納税会社ごとに計算される旨の記載を追加する。

改正案の背景

■ 地方法人税の創設

平成26年度税制改正により、地方法人税法が制定され、地方法人税が創設された。連結納税制度を適用している場合、地方法人税の課税標準である基準法人税額は、連結事業年度の連結所得の金額から計算した法人税の額とされた。

■ 連結納税制度を適用している場合の税効果会計の現行の取扱い

連結納税制度を適用している場合の税効果会計について、現行の実務対応報告第5号及び実務対応報告第7号では、納税制度に基づいて、繰延税金資産の回収可能性の判断は、法人税、住民税及び事業税の別に区分して行うこととされている。すなわち、連結納税主体において、法人税に係る繰延税金資産の回収可能性の判断は連結税主体を一体として判断し、住民税及び事業税に係る繰延税金資産の回収可能性は連結納税会社ごとに行うこととされている。

■ 連結納税制度を適用した場合の地方法人税に係る税効果会計の考え方

前述のとおり、地方法人税は連結所得の金額から計算した法人税の額を基準としている。このため、地方法人税に係る繰延税金資産の回収可能性の判断は個別所得見積額だけではなく、連結所得見積額も考慮して行うことになることから、連結納税制度を適用した場合の地方法人税に係る税効果会計の考え方は、法人税と同様の取扱いになることを明確にしている。

納税制度に基づく連結納税主体における繰延税金資産の回収可能性の判断

	地方法人税法	法人税	住民税
納付先による分類	国税	国税	地方税
連結納税制度の有無	有	有	無
課税標準	基準法人税額	所得	法人税額
連結納税主体における 繰延税金資産の回収可能性の判断	連結納税主体 一体	連結納税主体 一体	連結納税会社 ごと

■ 連結納税会社における個別財務諸表上の取扱い

連結納税制度を適用する場合の地方法人税の個別帰属額は、連結納税会社ごとに把握できるため、連結納税会社の個別財務諸表において、地方法人税に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の金額は、連結納税会社ごとに計算される旨の記載を追加する改正案を示している。

適用時期等

改正された本実務対応報告は、公表日以後適用し、その適用については、会計方針の変更とは取り扱わないことを提案している。

編集・発行

有限責任 あづさ監査法人

azsa-jgaap@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.